

## ○埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

令和6年5月30日

警察本部訓令第27号

警 察 本 部 長

埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令を次のように定める。

埼玉県警察における情報システムの整備及び管理に関する訓令

警察情報管理システム等運用管理規程（平成23年埼玉県警察本部訓令第32号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この訓令は、別に定めのあるもののほか、警察情報システムの整備及び管理に関する基本的事項を定め、もって埼玉県警察における情報システムの利用に係る業務を適正かつ円滑に実施するとともに、県民の利便性の向上及び負担軽減並びに警察業務の合理化及び高度化を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この訓令において、「警察情報システム」とは、埼玉県警察が整備する情報システム及び警察庁又は他の都道府県警察が整備する情報システムであって埼玉県警察が整備する情報システムと接続されているものをいう。

### （警察情報システムの構成）

第3条 警察情報システムは、次の各号に掲げるシステム等をもって構成する。

- (1) 警察庁情報管理システム 警察庁が整備する情報システム（警察共通基盤を除く。）及びこれと端末接続するため埼玉県警察が整備する端末装置であって、次に掲げる電子行政文書（電磁的記録である行政文書（公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第4項に規定する行政文書をいう。）をいう。以下同じ。）を広域的に作成し、又は利用するためのものをいう。

ア 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第2項に規定する個人情報ファイルに該当する電子行政文書

イ アに掲げるもののほか、警察庁が特に警察庁情報管理システムにおいて管理することが必要と認める電子行政文書

- (2) 埼玉県警察情報管理システム 埼玉県警察が整備する情報システムであって、次に掲げる電子公文書（埼玉県警察文書管理規程（平成14年埼玉県警察本部訓令第25号）第2条第1号に規定する文書等のうち、電磁的記録であるものをいう。以下同じ。）を広域的に作成し、又は利用するためのものをいう。

ア 個人情報の保護に関する法律第60条第2項に規定する個人情報ファイルに該当する電子公文書

イ アに掲げるもののほか、システム総括責任者及びシステム運用責任者が協議して特に管理することが必要と認める電子公文書

- (3) 前2号のシステムをもって「警察情報管理システム」と称する。

- (4) 共通プログラム 複数の業務プログラムが共通して利用する機能を実現するプログラムをいう。

- (5) 業務プログラム 警察業務の用に供するために作成されたプログラムをいう。

- (6) 警察共通基盤システム 警察共通基盤（警察庁が整備する共通プログラム及びそれが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステム並びにそれらが動作する物理サーバ等をいう。）、各業務プログラム等（各業務プログラム並びにそれらが動作する仮想サーバ及びオペレーティングシステムをいう。）及びこれらと接続する警察庁又は都道府県警察が整備する情報システムをいう。

- (7) 警察庁WANシステム（P-WAN） 警察業務の効率化又は高度化を図るためのシステムであり、警察庁が設置するサーバ、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

- (8) 埼玉県警察WANシステム 電子メール、電子キャビネット、電子掲示板、その他の機能による情報の交換若しくは共有又は管理を行うためのシステムであり、埼玉県警察が設置したサーバ、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

- (9) 警察WANシステム 埼玉県警察WANシステム及びこれと相互接続されたシステムの

総称をいう。

- (10) その他の情報システム 前各号に掲げるもののほか、埼玉県警察の所属が整備した情報システム、インターネットとの接続により他の機関との通信、犯罪捜査等に利用する情報システムであって埼玉県警察が整備する端末により運用されるもの及び犯罪捜査の支援を目的として埼玉県警察が整備する端末により運用されるものをいう。
- (11) これらの情報システムにおいて、埼玉県警察が整備するサーバ等（物理サーバ又はメインフレームをいう。）と警察庁が整備するサーバ等とを接続することを「電子計算機接続」といい、埼玉県警察が整備する端末装置と警察庁が整備する端末装置とを接続することを「端末接続」といい、これらの接続を「相互接続」という。
- 2 警察情報システムを構成する各システム等の運用管理に関し必要な事項は、別に定める。

#### （基本理念）

第4条 警察情報システムの運用管理については、次の各号に掲げるところをその基本理念とする。

- (1) 関係部門相互の協力の下、その利用実態を適切に把握しつつ、警察情報システムの整備及び管理を行うものとする。特に、データを最大限に活用していくための環境整備の重要性に鑑み、情報システムの利用に係る業務のプロセスについて全体的な見直しを実施するとともに、情報システムの共通化及び集約化を図ることにより、組織全体の情報システムの有効性の向上、重複する機能の排除及び取り扱うデータの効果的な活用の推進を図るものとする。
- (2) 警察業務における情報の保護及び継続性の確保の重要性に鑑み、警察情報システムを利用する業務を適正かつ円滑に実施するため、警察情報システムにおいて取り扱う個人情報その他の情報を適切に管理するとともに、その機能を維持し、警察情報システムの安全性を確保する。

#### （システム総括責任者の責務）

第5条 警察本部に、システム総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 システム総括責任者は、警察情報システムのサービス、業務企画、設計、開発、運用、保守その他の運営に関する事務の総括を行う。

(警察情報管理業務監査の実施)

第6条 システム総括責任者は、警察情報システムの適正な管理について、警察情報管理業務監査を実施するものとする。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な細目的事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年6月1日から施行する。